

修文大学・修文大学短期大学部 障がい学生支援規程

（目的）

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、修文大学・修文大学短期大学部（以下、本学という）における障がいのある学生に対する不当な差別的取り扱いを解消し、本学における学修、研究、その他の活動に関して、障がいがない学生と等しい機会を得るために必要な合理的配慮を提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（受験生を含む）をいう。

（責務）

- 第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。
- 2 学部長・学科長は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生支援委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。
- 3 教職員は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生支援委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

（支援の申し出）

- 第4条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。支援の要請には所定の様式を使用するものとする。
- 2 支援の申し出は、学生支援センターが受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、学部・学科および学生支援委員会に報告しなければならない。

（支援計画の策定）

- 第5条 学生から支援の申し出があった場合、その学生が所属する学部・学科はその教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。個別の支援計画については、学生支援委員会での審議を経て学長が最終的に判断し決定する。
- 2 個別の支援計画については、その実施に伴う当人と学部・学科の負担が過重でないものとする。なお、申し出のあった支援が過重であると判断した場合、学生にはその理由を説明しなければならない。

（合意の形成）

第6条 支援計画は当該学生と学部・学科の協議による合意を得て決定する。学部・学科は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成に努めなければならない。また、その支援計画に基づく支援内容が適当であるかどうか、定期的に当該学生との話し合いを持ち、学部・学科との合意を得て見直しをするものとする。

（支援の実施）

第7条 具体的支援は、障がいのある学生が所属する部局（学部等）が、主たる責任を持って実施する。

- 2 学生支援委員会は、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。
- 3 学生支援センターは、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行なう。

（相談対応）

第8条 学生支援センターは、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がい学生からの相談に的確に応じ、関係各課の協力を得ながら具体的支援の課題の解決に努めなければならない。ただし、受験生の入学試験に関する配慮の相談窓口については、広報入試課とする。

（支援に係る事務）

第9条 具体的支援に係る事務は、関係各課の協力を得ながら学生支援センターにおいて処理する。

（秘密保持義務）

第10条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、学修指導上、または合理的配慮を提供するうえで必要な情報共有に関しては、その範囲を最低限にするとともに、必ず学生本人の了解のもとで行なわなければならない。

（補足）

第11条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項については、学長が定めることができる。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。